



平成 26 年 4 月 22 日

各 位

会 社 名： 株 式 会 社 ナ ッ ク
代 表 者： 代 表 取 締 役 社 長 寺 岡 豊 彦
(コード番号 9788 東証第 1 部)
問 合 せ 先： 総 務 室 室 長 脇 谷 貴 之
(T E L 0 3 - 3 3 4 6 - 2 1 1 1)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 4 月 22 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の当社第 43 期定時株主総会に下記のとおり定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 事業目的の変更

エネルギー・資源を取り巻く社会経済動向を踏まえ、電力小売事業その他のエネルギーマネジメント事業、太陽光発電システム関連事業により一層注力していくという当社の方向性から、定款の事業目的をさらに明確化することを目的として、現行定款第 2 条を変更するものです。

(2) 株主総会及び取締役会における招集権者並びに議長の変更

将来的に複数の代表取締役が選定されることもあるため、株主総会及び取締役会における招集権者並びに議長は 1 名のみ選定される取締役社長とすることを目的として、現行定款第 14 条第 1 項、同第 2 項及び第 23 条第 1 項を変更するものです。

(3) 取締役の任期の変更

増員として選任された取締役の任期を短縮する規定を削除することで、当該取締役がより安定的にその職責を果たすことを可能とするとともに、継続的に安定的な経営体制を構築していくことを目的として、現行定款第 21 条第 2 項を変更するものです。

(4) 役職の追加等

新たに取締役副社長の役職を追加することから、現行定款第 22 条第 2 項を変更するものです。また、経営の効率化を図るために取締役会決議により業務執行取締役を選定することがある旨を明確にすることを目的として、現行定款第 22 条第 3 項を追加いたします。

2. 定款変更の内容

現行定款	変更案
<p>第 2 条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(6) (記載省略)</p> <p>(7) 建築工事、土木工事の設計、施工、請負および監理。</p> <p>(8) (記載省略)</p> <p>(9) 建築の材料、室内装飾品、家具照明器具、厨房器具、食卓用品、陶磁器、<u>家庭用電気機械器具</u>、<u>家庭用電気製品</u>、防火防災用具、日用雑貨、衣料品の輸出入および販売。</p> <p>(10)～(24) (記載省略)</p> <p>(25) 発電<u>及び</u>売電に関する業務。</p> <p>(26) 上記各号に付帯する一切の業務。</p>	<p>第 2 条 (目的)</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1)～(6) (現行どおり)</p> <p>(7) 建築工事、土木工事、<u>電気工事その他の建設工事</u>の設計、施工、請負および監理。</p> <p>(8) (現行どおり)</p> <p>(9) 建築の材料、室内装飾品、家具照明器具、厨房器具、食卓用品、陶磁器、<u>電気機械器具</u>、<u>空調機械器具</u>、<u>電気製品</u>、<u>太陽光発電システム</u>、防火防災用具、日用雑貨、衣料品の輸出入および販売。</p> <p>(10)～(24) (現行どおり)</p> <p>(25) 発電、売電<u>および電力の小売り</u>に関する業務。</p> <p>(26) 上記各号に付帯<u>または関連</u>する一切の業務。</p>
<p>第 14 条 (招集権者および議長)</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>代表取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>代表取締役に事故あるときは</u>、<u>予め取締役会において定められた順序により</u>、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>第 14 条 (招集権者および議長)</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは</u>、<u>予め取締役会において定められた順序により</u>、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>第 21 条 (取締役の任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする</u></p>	<p>第 21 条 (取締役の任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>補欠として選任された取締役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</u></p>
<p>第 22 条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、当社を代表すべき取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、取締役社長 1 名をおき、必要に応じて取締役会長 1 名、<u>専務取締役および常務取締役</u>、<u>取締役相談役各若干名</u>を選定することができる。</p>	<p>第 22 条 (代表取締役および役付取締役)</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、当社を代表すべき取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会の決議によって、取締役社長 1 名をおき、必要に応じて取締役会長 1 名<u>ならびに取締役副社長</u>、<u>専務取締役</u>、<u>常務取締役</u><u>および取締役相談役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p>3. <u>取締役会の決議により、代表取締役以外の者の中から業務執行取締役を選定することができる。</u></p>
<p>第 23 条 (取締役会)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>代表取締役</u>が招集し、議長となる。<u>代表取締役に事故あるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. ～ 3. (現行どおり)</p>	<p>第 23 条 (取締役会)</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。<u>取締役社長に事故あるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>2. ～ 3. (現行どおり)</p>

3. 今後の予定

定款変更のための定時株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成 26 年 6 月 27 日
平成 26 年 6 月 27 日

以上